

笑顔あふれる学校づくりのための
基本方針
(いじめ防止対策基本方針)

藤沢市立秋葉台小学校

笑顔あふれる学校づくりのための基本方針 (藤沢市立秋葉台小学校いじめ防止対策基本方針)

「この方針は子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対する大人の責務であるとの自覚にたち、子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

「いじめ」とは、「児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童（生徒）がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童（生徒）の立場に立って、その児童（生徒）が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

いじめは児童の中で起こっています。本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と思いやりの心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた学校教育目標の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とのかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査
 - ② 個人面談・家庭訪問を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
(必要に応じて随時)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任、児童支援担当教諭やその他の職員との面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談
 - ③ 藤沢市子ども相談フォーム
 - ④ 藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター）
- ・相談・通報のあった事案は、「秋葉台小学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、児童（生徒）の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに【いじめ対策組織等】に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた児童（生徒）の保護者及びいじめを行った児童（生徒）の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、【いじめ対策組織等】が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童（生徒）・保護者に対する支援と、いじめを行った児童（生徒）への指導及び支援と、その保護

者に対する助言等を継続的に行います。

- ・いじめを受けた児童（生徒）への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った児童（生徒）に対する指導は、その児童（生徒）の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童（生徒）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童（生徒）の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った児童（生徒）に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童（生徒）にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童（生徒）に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童（生徒）、いじめを行った児童（生徒）については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

（４）道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながるよう生命を大切にすると心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心をはぐくむふれあう教育である「いのちの授業」の展開を図るための取組を進めます。

（５）情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

３ 「秋葉台小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「秋葉台小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

（１）「秋葉台小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童指導・指導支援部代表、学年代表、児童支援担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ防止担当

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な専門的知識を持っている第三者の参加を柔軟に検討します。

（２）活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

学期に1回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

・校長、教頭、児童指導・児童支援部、関係学年代表、いじめ防止担当者、児童支援担当教諭、養護教諭、その他必要と認める者

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

・教育委員会への調査結果報告

・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめ防止等の取り組み状況を学校評価に位置づけ、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行います。